

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

退職金の税金

Q：私は結婚のために10年間勤めた会社を退職することになり、退職金の支給を受けました。この退職金についてはどのように税金が計算されるのですか。また確定申告は必要でしょうか。

A：退職金は、会社に対して長期間貢献したこと等により、一時的に支給される給与という性格から、税法上退職所得として、給与などとは異なる課税方法が採用されています。具体的には、次の算式で計算します。

【算式】

$$\text{退職所得} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額とは、原則として次の区分に応じて計算した金額です。

(1)勤続年数が20年以下の場合

$$\text{勤続年数} \times 40 \text{万円}$$

(2)勤続年数が20年超の場合

$$800 \text{万円}$$

$$+ (\text{勤続年数} - 20 \text{年}) \times 70 \text{万円}$$

退職所得に係る所得税額は、その税率は通常の所得税の税率と同様ですが、他の所得とは合算されない分離課税方式が採用されています。

特別の場合を除いて源泉徴収のみで所得税の課税関係を終了することになっていますので、確定申告は必要とされません。

